

喫煙可能室設置時の注意事項について

令和2年4月
福岡県保健医療介護部健康増進課

「既存特定飲食提供施設」が経過措置を受けて喫煙可能店または喫煙可能室設置施設として営業する場合、次のことを守っていただく必要があります。

特に2～4の事項が守られていない場合は、法律違反として罰則が適用される可能性がありますので、ご注意ください。

1 20歳未満の方の立入禁止

従業員も含め、喫煙可能店および喫煙可能室へは20歳未満の方を立ち入らせてはいけません。

2 標識の掲示義務

喫煙可能な飲食店であることが利用者にわかるように、店の出入口①や店内の喫煙可能室の出入口②に、次の事項を記載した標識の掲示が必要です。

- ① 喫煙可能室が設置されていること
- ② 当該場所が喫煙することができること、20歳未満の方は当該場所への立入りが禁止されていること

【標識例】



福岡県ホームページからダウンロードできます。

⇒ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/judokitsuen-keikasoti.html>

3 喫煙可能室の設置基準

喫煙可能室は、次の基準を満たす必要があります。

(1) 店内の全部を喫煙可能室とする場合

- ・喫煙可能室以外の場所にたばこの煙が流出しないよう、壁、天井等によって当該喫煙可能室以外の場所と区画されていること

(2) 店内の一部を喫煙可能室とする場合

- ・喫煙可能室の出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること
- ・たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- ・たばこの煙が屋外に排気されていること

※管理権限者の責めに帰することができない事由で上記の基準が満たせない場合の経過措置や、フロア分煙が認められる場合があります。

4 書類の保存について

「既存特定飲食提供施設」の要件に該当することを証明する以下の書類を備え、保存しておかなければなりません。

- ・客席部分の床面積に関する資料（店舗図面等）
- ・資本金の額または出資の総額に関する資料（資本金の額や出資の総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等）

5 広告または宣伝について

ホームページや看板などで行う広告や宣伝は、「喫煙可能室設置施設」であることを明らかにし、正確に表示することが必要です。

6 喫煙可能室設置施設の届出

喫煙可能室の設置にあたっては、店舗の名称や所在地等を所定の様式で管轄の県または市に届け出る必要があります。

また、令和2年4月1日以降、届出内容に変更が生じたり、喫煙可能室を廃止した場合も、それぞれ届出が必要です。

(1) 届出先について

- ・下記の3市を除く福岡県内の飲食店 … 福岡県保健医療介護部健康増進課
- ・北九州市、福岡市、久留米市内の飲食店 … それぞれの市

(2) 届出書様式について

福岡県ホームページからダウンロードできます。

⇒ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/judokitsuen-keikasoti.html>

※ 喫煙可能室設置施設の届出を行った飲食店について、法施行後に何らかの状況の変化があった場合に引き続き「既存」の店舗に該当するかどうかは、①事業の継続性、②経営主体の同一性、③店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断されますので、以下の問い合わせ先にご相談ください。

【問い合わせ先】

福岡県保健医療介護部健康増進課 受動喫煙防止担当

TEL 092-643-3598 FAX 092-643-3271

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号